

答 申 第 2 号

令和3年4月27日

芦屋市長 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 島 田 茂

兵庫県森林クラウドシステムの導入について(答申)

令和2年3月24日付け芦市地第3360号による下記の諮問について、以下のよう
に答申します。

記

第1 諮問内容

兵庫県では、現在、市町が森林管理を行うに当たり、森林林業関係者がそれぞれ保有する森林情報の一元管理によって円滑な情報共有を図り、森林整備することを目的に、兵庫県森林クラウドシステム（以下「本件システム」という。）の導入を進めている。

システムの導入に当たり、LG-WAN回線を利用し、芦屋市が保有する森林所有者の氏名や住所等の個人情報（以下「森林所有者情報」という。）をクラウドサービス提供事業者（以下「事業者」という。）と契約関係にあるデータセンターに保存し、兵庫県が、森林所有者情報を随時利用でき得る状態となるため、芦屋市個人情報保護条例第15条第2号により諮問された。

第2 実施機関より確認した事項

本審査会は、市民生活部地域経済振興課（以下「実施機関」という。）から下記の説明を受け、以下の事項を確認した。

1 システムの概要

本市が保有する森林所有者情報等は、LG-WAN回線を利用し、事業者と契約関係にあるデータセンターに保存される。センターを介して、本市と兵庫県がそれぞれ保有する森林情報をシステムに集約することで、各業務の台帳と地図情

報が連携し、共有する電子地図上で表示される。また、入力した個人情報は、本市と兵庫県のみ閲覧が可能となる。

2 オンライン結合の必要性

平成31年4月1日に施行された森林経営管理法により、従来、兵庫県が主体で行っていた森林管理における市町の役割が大きくなっている。さらに、市町主体の森林管理の一環として始まった林地台帳の更新には、県が管理する森林簿・森林計画書との突合や整合が必要であるが、現在は県・市町が個別のシステムを利用しているため、情報共有が非効率であり適切な台帳更新が困難である。

このほか、県・市町間では、森林の伐採に関する届出情報等各種報告事務が多くあり、現在はメールや記録媒体等による情報共有を行っているが、情報セキュリティの安全性が高いとはいえ、限られた人員での事務処理となり職員の負担となっている。

これらの課題を解決し、森林を適切に管理することで森林の持つ公益的機能を最大限発揮するためには、本件システムを活用したオンライン結合による森林情報の相互提供が不可欠である。

3 市が入力し、県に提供する個人情報等

- (1) 林地台帳の森林所有者（氏名・住所）
- (2) 森林の土地の所有者届出書の森林所有者（氏名・住所・電話番号）
- (3) 伐採及び伐採後の造林の届出書の森林所有者及び森林施業実施者（氏名・住所・電話番号）

4 個人情報の保護のための必要な措置に関する基準

本件システムでは、別紙「個人情報の保護のための必要な措置に関する基準」が満たされていることで、個人情報の漏えい、改ざん、滅失等を防止するための適正な管理方法の確立、内部管理体制の整備、取扱者の研修等の保護措置が講じられていると認める。

第3 審査会の判断

本件システムは、森林情報の一元管理によって円滑な情報共有を図ることを目的として、森林所有者情報等を、事業者と契約関係を有するデータセンターに保管するものである。

本件システムの管理については、県が策定した「個人情報の保護のための必要な措置に関する基準」が適用され、これを満たすことで個人情報の漏えい、改ざん、滅失等を防止するための適正な管理体制の整備・確立が可能になるものと考えられる。

以上のことから、本件システムの導入には、公益上の必要性があり、また、「個人情報の保護のための必要な措置に関する基準」に沿ったシステムの管理がなされるのであれば、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれはないと判断する。

よって本件システムの導入を認める。

以 上